

変更

令和5年3月15日

資料提供

問い合わせ先

環境生活総務課 環境計画班

田中、瀬谷（内線 2674）

（直通）073-441-2674

（仮称）和歌山印南日高川風力発電事業に係る環境影響評価方法書についての意見募集期間を変更します。

3月14日に資料提供した「（仮称）和歌山印南日高川風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧等が開始されます」につきまして、事業者による意見募集期間に変更がありましたので、下記のとおり、記載内容を変更します。

【変更前】

5 意見書の提出について

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、問い合わせ先へご郵送（4月26日（水）当日消印有効）または電子メールに添付してお送りください。

【変更後】

5 意見書の提出について

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、問い合わせ先へご郵送（4月27日（木）当日消印有効）または電子メールに添付してお送りください。

令和5年3月14日
資料提供

問い合わせ先
環境生活総務課 環境計画班
田中・瀬谷（内線 2674）
（直通）073-441-2674

参考

（仮称）和歌山印南日高川風力発電事業に係る 環境影響評価方法書の縦覧等が開始されます

東急不動産株式会社が計画する標記事業に係る環境影響評価方法書（※）について、環境影響評価法に基づく事業者による縦覧及び一般の方からの意見募集が下記のとおり実施されますので、お知らせします。

※ 環境影響評価方法書とは、どのような項目について、どのような方法で環境アセスメントを実施していくのかという計画を示した図書です。

記

1 事業の概要

事業の名称	（仮称）和歌山印南日高川風力発電事業
事業者	東急不動産株式会社 代表取締役 岡田 正志 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
事業の内容	風力発電所（陸上）
事業実施想定区域	印南町及び日高川町
事業の規模等 （予定）	○発電設備出力 最大約94,600kW （単機出力約4,300～6,100kW×最大22基）

2 縦覧期間（縦覧時間はいずれも、役所・施設開庁日時） 令和5年3月14日（火）から4月13日（木）まで

3 縦覧場所

和歌山県庁 環境生活総務課

【印南町】印南町役場企画産業課

【日高川町】日高川町役場企画政策課、中津支所中津地域振興課、美山支所美山地
域振興課

【みなべ町】みなべ町役場総務課

【電子縦覧】<https://tokyu-reene.com/news/wakayamainamihidakagawa2.html>

4 住民説明会

下記場所で、事業者による説明会が開催されます。誰でも参加することができます。

みなべ町立高城公民館 3月22日（水）18時00分～

日高川交流センター 3月23日（木）18時00分～

印南町川又集会センター 3月24日（金）14時00分～

3月24日（金）18時00分～

5 意見書の提出について

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、問い合わせ先へご郵送（4月~~26日~~
~~（水）~~27日（木）当日消印有効）または電子メールに添付してお送りください。

6 問い合わせ先

東急不動産株式会社 戦略事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部

再生可能エネルギー第一部 陸上風力開発グループ 担当：住川

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂一丁目 21 番 1 号 渋谷ソラスタ

電話番号 03-6455-2690

メールアドレス TLC_Assessment@tokyu-land.co.jp

※ 受付時間：午前9時半から午後6時まで（土・日・祝日を除く。）

参考

○ 環境影響評価（環境アセスメント）制度について

環境影響評価制度は、法令で定める大規模事業を行うにあたり、事業が及ぼす環境影響を事業者自らが調査、予測、評価し、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを反映して環境影響の回避・低減を図る制度です。

環境影響評価法の手続は、大きく分けて配慮書、方法書、準備書、評価書、報告書の5段階があり、各図書の内容は次のとおりです。

図書	内容
配慮書	事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめたもの
方法書 【今回】	どのような項目について、どのような方法で環境アセスメントを実施していくのかという計画を示したもの
事業者による調査・予測・評価（以下、「調査等」という。）の実施	
準備書	調査等を実施した結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめたもの
評価書	事業者が準備書に対する環境保全の見地からの意見を有する者、都道府県知事等からの意見の内容について検討し、必要に応じて準備書の内容を修正したもの
個別法の許認可等での審査・事業の実施	
報告書	工事中に実施した事後調査やそれにより判明した環境状況に応じて講ずる環境保全対策、重要な環境に対して行う効果の不確実な環境保全対策の状況について、工事終了後にまとめたもの

○ 知事意見について

県は、環境影響評価法等に基づき、和歌山県環境影響評価審査会、関係自治体の意見等を勘案して方法書等に対する知事意見を作成し、経済産業大臣に提出します。